

畜産とくつく情報

平成 15 年 1 月 6 日
(通算 第 42 号)
問い合わせ先
長野県庁畜産課
電話:026-235-7234

飼料用魚粉からのカドミウムの検出について

平成 14 年 12 月 25 日に農林水産省から、『飼料安全法に基づき、独立行政法人肥飼料検査所が 12 月 2 日～4 日に魚粉飼料製造業者に対して実施した立入検査の結果、3 社の魚粉から「飼料の有害物質の指導基準」の基準値を超えるカドミウムを検出した』との連絡がありました。

現在、肥飼料検査所等が、当該魚粉の出荷先の確認を行っています。

製造業社名	所在地	立入検査日	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)
財団法人 魚アラ処理公社	愛知県	H14.12.2	2.90	2.5
三友商事(有)	富山県	H14.12.3	3.16	
(有)金子あらや商店	愛知県	H14.12.4	3.78	

出荷先調査の結果、当該魚粉の県内への流通が判明した場合は、あらためてお知らせします。

なお、当該魚粉に関する情報がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所又は県庁畜産課草地飼料係まで御連絡ください。

輸入乾牧草によるエンドファイト中毒に注意しましょう！

最近、「エンドファイトによる中毒」と疑われる事例が、他県の酪農家で発生しています。エンドファイトとは、ライグラス類やフェスク類などのイネ科の植物に寄生するカビの仲間で、産出する毒素が、牛などに中毒症状を引き起こすことが知られています。

なお、国産粗飼料など、複数の乾牧草を混合給与することにより、中毒の発症を予防することができますとされています。

農家の皆さんは、中毒事故の発生を防止するため、ライグラス類などの輸入乾牧草については、1種類のための給与はさけ、国産粗飼料などと混ぜ合わせるなどして牛などに給与しましょう。

また、中毒が疑われる症状が見られた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に御相談ください。

エンドファイト中毒による主な症状

- ・ 増体量の低下
- ・ 受胎成績の悪化
- ・ 歩様異常
- ・ 唾液の過度な分泌
- ・ 泌乳量の減少
- ・ 筋肉の激しいけいれん
- ・ 体温の上昇
- ・ 頸部のけいれん

御不明な点等がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所又は畜産課草地飼料係へ御相談ください。

(草地飼料係)

動物性加工たん白の輸入は停止されています！

動物性加工たん白については、平成13年10月4日以降、安全性が確認されるまでの間、飼料及び肥料に係る動物性加工たん白の「全ての国及び地域からの輸入」が停止されています。

輸入が停止されている動物性加工たん白（一定の要件を満たしているものを除く。）

輸 入 停 止 対 象 品 目			
<ul style="list-style-type: none"> ・肉骨粉 ・肉粉 ・臓器粉 骨粉 血粉 乾燥血漿 	<ul style="list-style-type: none"> その他の血液製品 ・加水分解たん白 ・蹄粉 ・角粉 ・皮粉 魚粉 	<ul style="list-style-type: none"> ・羽毛粉 ゼラチン ・オセイン ・獣脂かす（動物性油脂のうち、不溶性不純物の含有量が量換算で0.15%超のものを含む。） ・前記品目を成分とした飼料・肥料となる可能性のあるもの（ペットフード、外国製飼料など） 	<ul style="list-style-type: none"> 第2リン酸カルシウム コラーゲン

上記の品目のうち、次の一定の要件を満たしているものに限り、輸入停止品目から除外されています。

除 外 品 目		除 外 要 件
飼 料 関 係	骨粉	1,000 以上で灰化处理されたことが輸出国政府機関により証明されたもの
	魚粉	製造工場において魚粉以外の動物性加工たん白を使用していないことが輸出国政府機関により証明されたもの
	ゼラチン コラーゲン	皮由来または骨由来のものであって、頭蓋骨及び椎骨（尾椎を除く。）が除去され、かつ、加圧下での洗浄、酸による脱灰処理、長期アルカリ処理（石灰漬）、ろ過及び138 以上4秒間の殺菌処理が行われたことが輸出国政府機関より証明されたもの
	第2リン酸カルシウム	鉱物由来又は生物由来のものであって、脂肪及びたん白を含有しないものであることが輸出国政府機関により証明されたもの
その他	血粉、乾燥血漿 その他の血液製品	医療用、医薬品用、試験研究用又は化粧品用に供されるもの

注：除外品目であっても、除外要件を満たしていないものは輸入が停止されています。

農家の皆さんは、飼料を購入される場合は表示を確認し、上記品目が含まれる場合は、その品目が除外要件を満たしているものであるか販売業者等に必ず確認してください。

動物性加工たん白を含む飼料の給与の規制については、平成13年11月21日号の「畜産とくток情報」をご覧ください。（なお、魚粉については、現在、牛用飼料への使用は出来ないこととされております。）

（草地飼料係）